

令和 7 年度
やまぐちデジタル実装
モデル創出業務

公募要領

令和 7 年 6 月

山口県

目次

1. 事業概要	3
1.1 背景・目的	3
1.2 実施スキーム	3
1.3 実施事項	4
1.4 実施期間	4
1.5 プロジェクト支援	4
2. 募集事業と目標水準	4
2.1 募集事業及び重点採択分野	4
2.2 目標水準	5
3. 審査基準	6
4. 応募条件	7
4.1 応募主体の条件	7
4.2 代表団体（単独企業申請の場合は当該企業を指す）	8
4.3 その他	9
5. 応募手続き	10
5.1 応募者	10
5.2 事前の申込	10
5.3 応募書類の作成	10
5.4 応募書類の提出方法	11
5.5 質問及び回答について	12
6. 審査の方法	12
7. 採択後の留意点と契約・権利関係	14
7.1 採択後の留意点	14
7.2 委託契約の締結	15
7.3 成果物と権利関係	15
8. 連絡先	15

1. 事業概要

「令和7年度やまぐちデジタル実装モデル創出業務（以下、本業務）」では、デジタル実装のモデルとなるような優良事例の創出を目指し、県内を実証・実装フィールドとするデジタル実装により、地域社会の課題解決に挑戦する優れたデジタル技術を持つ民間企業等を募集します。選定されたプロジェクトに対しては山口県がデジタル実装に向けた各種支援を実施します。

本要領は、そのプロジェクト公募のご案内となります。

1.1 背景・目的

山口県は、「やまぐちデジタル改革」において、より多くの県民や事業者がデジタル化の効果を実感できるよう、県政各分野・各地域におけるデジタル技術を活用した課題解決の取組を、実証実験の段階に留めず、「社会実装」へと着実につなげていくことを目指しています。

社会実装とは、官民連携の下、持続性(マネタイズ手法の検討がなされ、収益化目途が中期的に立っている状態であるほか、体制構築や事業推進の核となるデジタル人材の存在を満たしたサービスが市場に投入された状態)を持った形で、地域課題を解消するデジタルサービスが導入され、多くの県民等に裨益がもたらされていることを指しています。

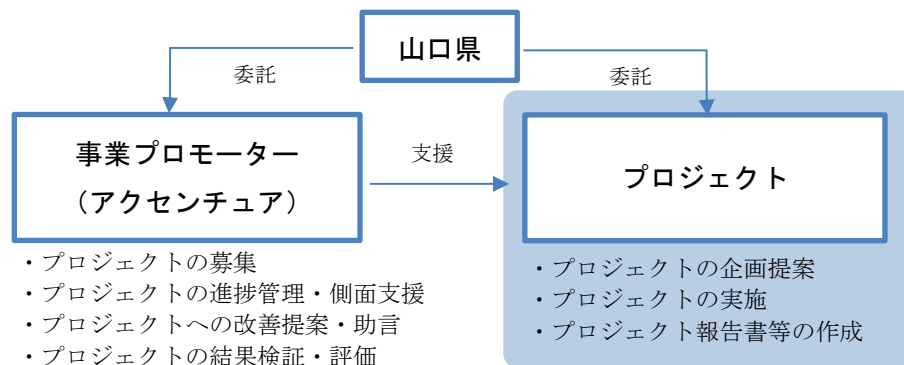
そのため、デジタル実装のモデルとなるような優良事例の創出を目標に、優れた技術やノウハウを持つ民間企業等と県内市町で構成する共同体によるプロジェクトを募集し、本県をフィールドとしたデジタル実証・実装事業を実施するとともに、持続可能な取組となるようにビジネスの視点も重視したデジタル実装のモデルを構築していただきます。

県内市町等と一緒に地域の社会課題の解決を図る意欲をお持ちの民間企業等におかれましては、ぜひご応募ください。

1.2 実施スキーム

本業務におけるプロジェクト実施者は、事業プロモーター（アクセンチュア株式会社（以下、アクセンチュア））の支援のもと、本業務を実施します。

プロジェクトの実施スキームは、下図のとおりです。



1.3 実施事項

本業務におけるプロジェクト実施者は、アクセンチュアの支援のもと、以下を実施事項として取り組むこととします。

- ① プロジェクト実施計画書の作成
- ② 社会実装に向けた実証事業の実施
- ③ プロジェクト成果の報告

1.4 実施期間

審査・選定を経て、山口県との契約締結後、令和8年3月末までを契約期間とします。令和8年3月末又は業務完了後のいずれか早い方までに山口県に対し、プロジェクト報告書やモデル事業計画書等（成果物については仕様書を参照のこと）を提出してください。

1.5 プロジェクト支援

本業務を通じて、以下プロジェクト支援を提供します。

✧ 実装に向けた業務委託費

本業務の予算上限額は、1件あたり2千万円（消費税及び地方消費税を含む）です。

採択件数は、3件を見込んでいます。

✧ PMO 支援の提供

プロジェクト期間中は、アクセンチュアがPMO支援を行います。具体的には、社会実装に向けた進捗管理や側面支援に加え、必要に応じて取り組みの改善を提案、プロジェクト報告書やモデル事業計画書等の作成に対する助言等を通じてプロジェクトの結果検証・評価を支援いたします。

2. 募集事業と目標水準

2.1 募集事業及び重点採択分野

デジタル技術を活用し、県内市町等を実証・実装フィールドとして、地域の社会課題を解決するプロジェクトを募集します。

また、実証止まりではなく、持続可能なデジタル実装の実現が可能なものであり、県民がデジタルの力を実感でき、かつ自治体に取り組む意義が高く全国的なデジタル実装のモデル創出とみなされるようなプロジェクトを募集します。

特に、生活に密接に関連し他の民間分野への波及効果が大きい準公共領域（医療、健康・介護（福祉含む）、こども・教育、交通・移動、防災、農業・水産業・食関連産業、港湾、インフラ）における課題に対するプロジェクトや、中山間地

域における課題に対するプロジェクトは、本県のデジタル実装のモデルとして支援する意義が大きいものとなります。

なお「医療、健康・介護（福祉含む）、こども・教育、交通・移動、防災」の5分野を重点採択分野として設定し、これに該当するプロジェクトは審査において加点することにより優先的に採択します。

プロジェクトの募集カテゴリは、早期実装型と圏域共同利用型の2つを設けています。応募の際にいずれかを選択してください。

【早期実装型】

- ✧ 本業務の募集対象は、令和7年度中に実証と実装を終えることが可能であり、本業務終了後、次年度以降、受託者又は県内市町等において本取組の自走の実現性が高い具体的な事業計画を持つプロジェクトとします。（県内市町の次年度当初予算によって自走するものも可）
- ✧ 一方で、実装の実現性は高いが全国的に実装事例が少ないプロジェクトや、類似の実装事例はあるが効果等で新規性があるようなプロジェクトは、「モデル創出」の観点からは意義が大きいものとなりますが、本業務では着実な成果が得られ、県内での横展開に発展する可能性が高いことが重要と考えています。

【圏域共同利用型】

- ✧ 圏域共同利用型の募集対象は、同一のサービスを2以上の市町において事業化・自走に向けたチャレンジを行うプロジェクトであり、地域間での共同調達やデータ・システム等に関する相互運用等の実証を想定しています。
- ✧ 令和7年度、令和8年度の最大2年度実証・実装を行うことを想定しています。（県内市町の次年度当初予算によって自走するものも可）
- ✧ 令和7年度中に、実証止まりではなく、本事業を通じて事業化・自走に向けた検討を進め、令和8年度末には事業化・自走まで実現性の高い具体的な事業計画が構築できるようにすることを求めます。令和8年度の事業継続可否は令和8年3月に判断する予定です。

2.2 目標水準

事業終了時に目指す目標水準は以下の通りです。

➤ toC 向けサービス

【サービス】

- ✧ 市民や来街者など個人向けのサービスとして、次年度以降にも事

業が継続され、すなわち、モックアップで視察に来る関係者等に対してサービスイメージを提示できるだけでなく、正式リリースに向けて一部機能の開発や規約等の整備は対応中であるが、特定エリア等ではユーザーがサービスを体験できる

- ✧ 機能の継続的な改修・追加はあるもののサービスのリリースやユーザーからの問合せ対応等定常的なサービスの提供形態が整えられていることがより望ましい

【ファイナンス】

- ✧ P/L・CF ベースで赤字が見込まれるが短期の行政補助等があることで、収益化ができることが見込める
- ✧ P/L もしくは CF ベースでバランスが取れているとより望ましい

➤ toG/toB 向けサービス

【サービス】

- ✧ 企業や行政向けのサービスとして、次年度以降にも事業が継続され、すなわち、モックアップで視察に来る関係者等に対してサービスイメージを提示できるだけでなく、正式リリースに向けて一部機能の開発や規約等の整備は対応中であるが、特定エリア等ではユーザーがサービスを体験できる
- ✧ 機能の継続的な改修・追加はあるもののサービスのリリースやユーザーからの問合せ対応等定常的なサービスの提供形態が整えられていることがより望ましい

【ファイナンス】

- ✧ P/L・CF ベースで赤字が見込まれるが短期の行政補助等があることで、収益化ができることが見込める
- ✧ P/L もしくは CF ベースでバランスが取れているとより望ましい

3. 審査基準

山口県の設置する「やまぐちデジタル実装モデル創出業務審査委員会」にて、公共性・実行性・安全性の3つの観点から提案内容を審査し選定します。詳細は別添の審査項目をご参照ください。

また、審査は予備審査と審査委員会での審査がありますが、審査プロセスの詳細は「6. 審査の方法」をご参照ください。

【公共性】

- 社会・実施地域における課題が定性・定量で明確に示されているか(必須)

- 課題解決できる解決方法・事業が明確に示されているか（必須）
- より多くの住民が裨益する事業として設計できているか（必須）
- 実証・実装フィールドが中山間地域に該当するか（加点）
- 事業分野が「医療、健康・介護（福祉含む）、こども・教育、交通・移動、防災」分野に該当するか（加点）

【実行性】

- 事業によって最終的に目指す姿と令和7年度の目指す姿が定性・定量で明確に示されているか（必須）
- 想定事業の難易度や過去事例との比較を踏まえて、本業務における新規性・工夫点が明確に示されているか。特に、圏域共同利用型については、地域間での共同調達（予定する場合）やデータ・システム等の相互運用性について、実現方法が示されているか（必須）
- 事業終了後の自走に向けた資金獲得手法が具体的で、実現可能なものとなっているか（必須）
- 実施スケジュールや予算は、取組内容に照らし適切かつ現実的か（必須）
- 事業者や市町の推進体制、役割分担が適切か。特に、圏域共同利用型については、複数市町で取り組むにあたり、事業者と市町間で連携できる体制や仕組みが設定されているか（必須）
- 地域へのコミットメントは示されているか（例：地域に常駐支援者がいる/実施地域との協定を結んでいる等）（加点）
- 地元企業を巻き込んだ事業モデルを構築できているか（加点）

【安全性】

- データ管理における方針や、個人情報への取扱い実績を通し、安全なデータ管理体制が認められるか（必須）
- 関係法令を遵守したものとなっているか（必須）

4. 応募条件

下記を満たすことが、応募の条件となります。

4.1 応募主体の条件

- 単独、あるいは、複数の企業等が連携した応募主体（以下、「共同体」という）であること。
- 山口県下の市町等との協力体制を構築できていること。
- 応募主体者はプロジェクトの全体統括を行う代表団体を設置し、プロジェ

クトの管理や山口県との窓口として、プロジェクト進捗などの報告を行うこと。代表団体は、山口県との委託契約における受託者として、契約責任を有する。また、法人格を有する民間事業者又は団体であること。

- プロジェクト実施の際は、関係法令を順守し、事業の安全性を確保すること。
- プロジェクト実施は、プロジェクト実施者（代表団体と参加団体）の責任で行うものとする。なお、プロジェクト実施に関して発生した損害等については、山口県及びアクセンチュアは一切責任を負わない。
- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- プロジェクト進捗管理責任者を代表団体から選出すること。
- 提案内容が「2. 募集事業と目標水準」に記載した募集カテゴリごとの目標水準を満たしていること。
- 選定されたプロジェクトでの新たなサービスの開発に関する知的財産権は、選定プロジェクト参加者が保有するが、本業務実施を円滑かつ効果的に実施するために必要な場合は、山口県及びアクセンチュアの指示に従うことを前提とし、特に本業務でのデータの取り扱い等に関する知見については、プロジェクト報告書やモデル事業計画書等に取りまとめ、山口県及びアクセンチュアに共有すること。（注 1）

（注 1）本業務で取り扱う各種データは、権利帰属は選定プロジェクト参加者が有するが、山口県の要請に応じて、成果報告・普及活動等における利用を許諾するものとする。ただし、その際の各種データの取り扱いに関しては、データ授受の方法を含めて、代表団体と山口県が取り扱い方を協議する。

4.2 代表団体（単独企業申請の場合は当該企業を指す）

代表団体は、自ら事業の一部を実施するとともに、当該事業の運営管理、参加団体相互の調整、知的所有権を含む財産管理等の事業管理および事業成果の普及等を行う母体としての機関です。また、山口県との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

したがって、代表団体は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがありますので留意してください。

(資格要件)

1. 日本国内に拠点を有していること。
2. 法人格を有する民間事業者又は団体であり、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等（ただし、有限責任事業組合（LLP）を除く）ではないこと。
3. 山口県および参加団体との委託契約を締結できること。また、複数の企業等が連携した応募主体（共同体）である場合は、参加団体との委託契約を締結できること（注1）。
4. 代表団体としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること。
5. 「情報管理方針」・「機密情報管理規則」・「機器管理」・「ウイルス対策」において規定類等が整っていること。（ISMS認証、プライバシーマーク取得、もしくは「JIS Q15001」に対する対策に沿った規定文章等が存在することが必要）
6. 当該事業を受託できる財政的健全性を有していること。
7. 過去に法令違反などの業務遂行上の事象が発生していないこと。
8. 代表団体は、業務責任者、連絡担当者及び業務従事者を定め、契約締結後速やかに県へ報告すること。原則として、履行期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、県に申し出ること。

（注1）代表団体と参加団体が締結する委託契約においても、山口県との委託契約に準拠していただきます。

4.3 その他

○ 不適正経理に伴う応募資格の停止

応募主体が、山口県の「業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づき参加停止措置の対象となっている場合、応募できません。

○ 暴力団排除に関する応募制限

応募主体は、下記の全てを満たさない場合、応募できません。

- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこ

と。

- 法人等の代表者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- 暴力団又は暴力団員等の統制の下にないこと

5. 応募手続き

5.1 応募者

応募は、山口県との委託契約を締結できる代表団体が行って下さい。

なお、事業の推進・管理に必要な体制・リソースを一社で確保することが難しいようなスタートアップ等であっても、参加団体に大企業等をまきこみ、全体として事業の推進・管理に必要な体制・リソースを確保できる場合は、代表団体として応募可能です。

5.2 事前の申込

本業務への応募にあたっては、(1)の期限までに、メールにて(2)のとおりご連絡ください。申込みが確認できましたら、山口県より受領確認メールをお送りいたします。

なお、本業務に応募を希望される方は、事前の参加表明が必須ですのでご注意ください。

【事前応募】

(1) 申込み期限

令和7年6月23日（月）17時

(2) 申込み方法

「参加表明書」（別記様式1）を下記枠囲いに記載のメールアドレス宛にご連絡ください。また、電子メールの送信後に必ず電話で受信確認をしてください。

- 連絡窓口のご担当者名、ご所属の企業・団体名、電話番号、メールアドレス
- 応募予定の企業・団体のお名前（連名で提案予定の場合は全ての企業・団体等）

5.3 応募書類の作成

【応募書類】

以下①～⑤の各提出書類について、様式に準拠する形で作成・記載の上、提出してください。

- ① 企画提案書（別記様式 2）
- ② 反社会的勢力の排除に関する覚書（別記様式 3）
- ③ セキュリティチェックシート（別記様式 4）
- ④ 事業収支表（別記様式 5）
- ⑤ データ項目書（別記様式 6）

5.4 応募書類の提出方法

応募書類については、電子メール又は「県が指定するオンラインストレージサービス」にて提出してください。電子メール、「県が指定するオンラインストレージサービス」いずれの場合も、その提出後に必ず電話で受信確認をしてください。

【提出方法】

以下の①～⑤に示すとおり、別記様式 2 から 6 を提出してください。

- ① 企画提案書（別記様式 2）
以下募集期間中に、PPT・PDF の各型式ずつ、下記の枠囲いの要領でお送りください。
- ② 反社会的勢力排除に関する覚書（別記様式 3）
以下募集期間中に、必要箇所に押印の上 PDFにて、下記の枠囲いの要領でお送りください。
- ③ セキュリティチェックシート（別記様式 4）
- ④ 事業収支表（別記様式 5）
- ⑤ データ項目書（別記様式 6）
別記様式 4 から 6 は、以下募集期間中に、Excel の様式で下記の枠囲いの要領でお送りください。

公 募 開 始	： 令和 7 年 6 月 2 日（月）
参加表明書締切	： 令和 7 年 6 月 23 日（月） 17 時
応募書類締切	： 令和 7 年 7 月 2 日（水） 17 時
審 査 会	： 令和 7 年 7 月 18 日（金） 予定
件 名	： 「提出：令和 7 年度 やまぐちデジタル実装モデル創出業務公募」 としてください。

応募書類の提出先：

【E-mail】 a13000@pref.yamaguchi.lg.jp

【オンラインストレージサービス】 メールにて URL をお知らせします。

(※有効期限が短いため、提出可能になりましたらご連絡ください)

【電話番号】 083-933-1325

(※電子メールの送信後に必ず電話で受信確認をしてください)

山口県デジタル政策課社会実装推進班(担当者名：高橋)

(留意事項)

- ・ 応募書類に不備がある場合、審査対象となりません。
- ・ 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。また、補足資料、パンフレット等の様式以外の資料は受領いたしません。
- ・ 応募後の書類等の変更、差し替えは認められません。
- ・ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用及び審査会出席の旅費は支給されません。
- ・ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となります。なお採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合、不採択となることがあります。
- ・ 提出された応募書類は事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 公募締め切り後、内容について確認等の連絡を行う場合があります。

5.5 質問及び回答について

質問事項がある場合は、下記の期間内に、別記様式 7 により「応募書類の提出先」と同じ要領でお送りください。

回答は県ホームページに掲載します。

(質問期間) 6月2日(月) から 6月13日(金) まで

(回 答) 順次回答を HP に公開予定

6. 審査の方法

山口県によって組成された「やまぐちデジタル実装モデル創出業務審査委員会(以下、審査委員会)」において、採択企業等を決定します。

なお、応募者多数の場合、予備審査として、企画提案書の内容について事前の書類審査を実施する場合があります。

6.1 予備審査での審査方法

- ・ 提出された企画提案書に基づき、書類審査を行います。なお、必要に応じて、一部の候補事業についてはヒアリング等を別途実施させていただく場合がございます。
- ・ 企画提案書の内容に基づき、各社の企画提案内容について、上記の3.審査基準及び別添の審査項目に基づき、審査・採点を行います。

6.2 予備審査における留意点

- ・ 審査では、事業内容をお尋ねすることもありますのでご注意ください。
- ・ 審査内容等は非公開です。
- ・ 審査基準の各項目において標準に満たない項目がある場合などは、予備審査を通過できないことがありますので、ご注意ください。

6.3 審査委員会での審査方法

- ・ 審査委員会の委員が、提出された企画提案書について、プレゼンテーションの内容を踏まえたうえで審査基準に基づき採点し、審査において60%を超える合計点を得た者のうち、合計点数の高い事業者から採択事業者を決定します。

6.4 審査委員会における留意点

- ・ 審査委員会の日程については後日連絡いたしますので、終日お時間を確保いただくようお願いします。
- ・ 審査委員会の会場は山口県庁内を予定しています。審査の参考とするため、WEB会議システムの録音・録画機能を併用して審査を実施する可能性がある旨、ご了承ください。
- ・ 審査では、事業内容・事業規模・事業費等の変更の可能性をお尋ねすることもありますのでご注意ください。
- ・ 審査内容等は非公開です。
- ・ 審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を求めることがあります。

6.5 審査の結果

選定結果については、審査終了後速やかに各応募者に対して、山口県より電子メール等にてご連絡いたします。

選定結果の通知の際には、山口県の提示する予算枠内での実施が可能かのすり合わせを実施させていただく場合がございます。

なお、審査内容に関する質問に関しては一切お答えできません。

6.6 失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) この要項に違反すると認められる場合
- (5) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

<公募の流れ>

6 / 2 (月)	公募開始、質問の受付開始
6 / 13 (金) 17 時	質問受付の締切
6 / 23 (月) 17 時	参加表明の締切
7 / 2 (水) 17 時	応募書類の提出締切
7 / 18 (金) ※予定	審査委員会（応募書類を基にプレゼンテーション） （1 団体あたりプレゼンと質疑で 30 分程度を予定）
7 / 22 (火) 以降 ※予定	最終結果を順次お知らせ

7. 採択後の留意点と契約・権利関係

7.1 採択後の留意点

本公募事業に採択された場合の留意点については、採択が決定した後に説明を行うものですが、あらかじめ次の点に留意ください。

- ・ 採択決定は、応募時に提案された全ての内容の実施、及び提案金額を保証するものではありません。山口県からの依頼事項等を踏まえ、実施計画書を作成していただき、実施計画書に記載された内容を実施していただくこととなります。
- ・ 採択通知後は、速やかに実施計画書の作成に向けて面談及び協議を行うため、7月23日から7月31日にかけて複数回の打合せができるよう、予めスケジュール調整をお願いいたします。（10時から12時、月末までに2～3回程度を想定）

- ・ 事業実施期間中、山口県・アクセントの求めに応じて、隔週 1 回程度簡易な進捗報告を行っていただきます。また、必要に応じ、山口県・アクセントが進捗確認に現地に赴く場合にご対応いただきます。
- ・ 各代表団体等は月1回定期的に山口県・アクセントに対し面談での進捗報告を行っていただきます。
- ・ 仕様書7(6)委託期間後のフォローアップに留意するとともに、この他、県が本業務に関して成果報告会などを実施する可能性があるため、そのプレゼンテーション等にご協力ください。

7.2 委託契約の締結

- ・ 審査を経て採択候補となった代表団体は、見積書を提出し、委託内容を協議の上、山口県と速やかに委託契約を締結することとします。
- ・ 書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができず、そのため事業が開始できない場合もありますので留意ください。
- ・ また、上述のとおり、委託内容の協議及び実施計画書の作成の結果、提案金額と委託契約金額が一致しない場合があります。
※提出いただく契約資料については、採択候補の企業等が決定した後に山口県より提示します。
- ・ 契約期間は、契約締結日から令和 8 年3月31日までを想定しています。圏域共同利用型の場合は、最大 2 年度実証を行う可能性があるため、所要の審査を経て令和 8 年度にも別途、予算の範囲内において委託契約を締結します。
- ・ 代表団体が事業の一部を契約により参加団体に委託する場合は、山口県一代表団体との契約に準拠した形で、同様の書類提出を求めます。
- ・ 委託料の支払及び対象経費、経理処理については、業務仕様書及び契約書の記載内容に準拠することとします。

7.3 成果物と権利関係

本業務における成果物や知的財産権の権利帰属に関しては、仕様書の通りとし、疑義が生じた場合は、県と代表団体が協議の上、解決することとします。

8. 連絡先

本公募要領に関する問い合わせは、所定の様式及び期日までに電子メールにてお願いいたします。(様式等は県 Web サイトからご確認ください。)

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/32/303653.html>)

件名は「問合せ：令和7年度 やまぐちデジタル実装モデル創出業務公募」としてください。

＜問い合わせ先＞

令和7年度 やまぐちデジタル実装モデル創出業務

山口県デジタル政策課社会実装推進班（担当者名：高橋）

【E-mail】 a13000@pref.yamaguchi.lg.jp

【電話番号】 083-933-1325

審査基準

評価項目	必須 ／加点	具体的要素
公共性 (40 点)	必須	社会・実施地域における課題が定性・定量で明確に示されているか
	必須	課題解決できる解決方法・事業が明確に示されているか
	必須	より多くの住民が裨益する事業として設計できているか
	加点	実証・実装フィールドが中山間地域に該当するか
	加点	事業分野が「医療、健康・介護（福祉含む）、こども・教育、交通・移動、防災」分野に該当するか
実行性 (60 点)	必須	事業によって最終的に目指す姿と令和 7 年度の目指す姿が定性・定量で明確に示されているか
	必須	想定事業の難易度や過去事例との比較を踏まえて、本業務における新規性・工夫点が明確に示されているか。特に、圏域共同利用型については、地域間での共同調達（予定する場合）やデータ・システム等の相互運用性について、実現方法が示されているか
	必須	事業終了後の自走に向けた資金獲得手法が具体的で、実現可能なものとなっているか
	必須	実施スケジュールや予算は、取組内容に照らし適切かつ現実的か
	必須	事業者や市町の推進体制、役割分担が適切か。特に、圏域共同利用型については、複数市町で取り組むにあたり、事業者と市町間で連携できる体制や仕組みが設定されているか
	加点	地域へのコミットメントは示されているか (例：地域に常駐支援者がいる/実施地域との協定を結んでいる等)
	加点	地元企業を巻き込んだ事業モデルを構築できているか
安全性 (10 点)	必須	データ管理における方針や、個人情報の取扱い実績を通し、安全なデータ管理体制が認められるか
	必須	関係法令を遵守したものとなっているか